

その他

都市計画事業認可に係る
図書の写真の縦覧

藤岡都市計画火葬場(藤岡市火葬場)の都市計画事業認可を3月17日付けで受けましたので、関係図書の写しを縦覧します。
縦覧場所・問い合わせ 市民課(☎22256)

バスカード販売終了のお知らせ



多野藤岡地域代替バス奥多野線(かんながわ号)で利用できる「群馬県共通バスカード(ぐんネット)」、「敬老バスカード」は、販売および使用が終了となります。
販売終了日 7月31日(月)
使用終了日 令和6年1月31日(水)
その他 ▽8月1日(火)から回数券の販売・利用を開始します

自動車税は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。
納期限 5月31日(水)
納税できる場所 県内金融機関・「地方税統一QRコード」対応の全国の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・行政県税事務所・自動車税事務所・ペイジー対応のATM・インターネットバンキング

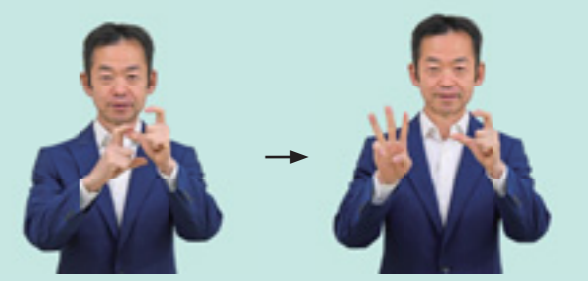
その他

▽「地方税お支払サイト」を利用してクレジットカードで納税できるほか、スマートフォンアプリ「LIN E Pay(ラインペイ)」、「Pay Pay(ペイペイ)」を利用して納税することもできます▽自動車を譲り受ける場合には納税証明書も一緒に受け取りましょう



手話をやってみよう(第50回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。今月は「ゴールデンウイーク」を紹介します。
【ゴールデンウイーク】



左手の人差し指と親指でCを作り、親指に曲げた右手の人差し指の先をのせる
左手は残して、右手の人差し指・中指・薬指を3本立てて、Wを作る

以内(上限5万円)
問い合わせ 農政課(☎2304)

市長の資産等の公開

藤岡市長の資産等の公開に関する条例に基づき、資産等報告書などを閲覧することができます。
閲覧開始日 5月11日(木)
閲覧日時 平日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時は除く)
閲覧場所・問い合わせ 総務課(☎2227)

緑のカーテン用アサガオの種を無料配布します



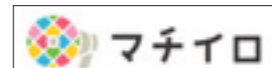
夏季の節電につながる、アサガオなどのつる性の植物で壁や窓を覆う「緑のカーテン」を普及促進するため、自宅で緑のカーテンを作るための袋入りアサガオの種を無料で配布します。
配布期間 5月15日(月)から配布予定数が終了するまで
配布場所 市役所・各地域づくりセンター(8カ所)・総合学習センター・図書館
問い合わせ 環境課(☎2264)

障害のある人のための軽自動車税減免制度

対象車両 ▽身体などに障害のある人、またはその人と生計を一にする人が所有する軽自動車などで①身体などに障害のある人が運転する物②主

にその身体などに障害のある人の通学、通院、通所などのために生計を一にする人が運転する物▽身体などに障害のある人のみで構成される世帯の所有する軽自動車などで、主にその身体などに障害のある人を常時介護する人が運転する物▽軽自動車などの構造が、主に身体に障害のある人が利用するための物
申請に必要な物 ▽身体障害者(戦傷病者)手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)、療育手帳など
▽運転免許証▽自動車検査証▽納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード▽納税通知書▽市福祉課で発行する生計同一証明書(障害のある人と世帯が別の場合)▽市福祉課で発行する常時介護証明書(該当者のみ)▽構造とナンバーが確認できる写真、仕様書など(該当者のみ)

その他 ▽障害の区分や等級・軽自動車の区分によって減免にならない場合があります▽普通自動車の減免を受けてい



スマートフォン用無料アプリ「マチイロ」を導入しています。お使いのスマホから「いつでも」・「どこでも」・「無料」で広報ふじおかを読めます。
利用方法は
こちら
問い合わせ 秘書課(☎2208)

る人は対象になりません▽減免は納税義務者1人につき1台までです
申請・問い合わせ 納税通知書の納期限までに税務課(☎2803)または鬼石振興課(☎3111)へ

※広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します

※広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します

春の全国交通安全運動

5月11日(木)～5月20日(土)

春の全国交通安全運動を実施します。ルールを守って、思いやり運転で交通事故を防ぎましょう。

- 年間スローガン 急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ
- サブスローガン あんぜんは いのちをまもる だい一步
- 運動の重点項目

こどもを始めとする歩行者の安全の確保
▷信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待ちましょう
▷夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服などを着用しましょう
横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
▷交通ルールを守り、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう

▷短い距離の運転でも、シートベルトを必ず着用しましょう
自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
▷群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用を努めましょう
▷自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、乗車時は交通ルールを守りましょう
問い合わせ 地域安全課(☎2245)